

所沢市立向陽中学校 いじめ防止基本方針



所沢市立向陽中学校

令和5年12月1日改定版

所沢市立向陽中学校いじめ防止基本方針

向陽中学校のいじめの防止等に関する基本的な考え方	1
いじめの定義について	1
いじめの理解について	1
1 いじめの防止	2
2 いじめの早期発見	3
3 いじめへの対処	3
4 地域や家庭との連携	5
5 関係機関との連携	5
6 重大事態への対処	7

所沢市立向陽中学校いじめ防止基本方針

向陽中学校のいじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題の解決にあたっては、未然防止、早期発見及び早期対応が重要です。

その実現のためには、学校、保護者及び所沢市がいじめ対応の基本姿勢を共有し、緊密な連携のもと、組織的な対応ができるよう改めて体制の整備を図らなければなりません。

また、平成29年度から連続して発生した市内生徒の命に関わる事案を教訓に、いじめを許さず適切に対応し、全件解消を図る取組を続けていく必要があります。

向陽中学校では、いじめの積極的な認知がいじめへの対応の第一歩であるとの認識に立ち、些細な兆候であっても、早い段階から複数の教職員で速やかに*組織的に対応します。また、生徒一人一人が「わかる・楽しい」を実感できる授業を展開し、基礎学力の定着と向上を目指し、学ぶ喜びを実感できるよう努めます。合わせて、生徒たちが誇りを持ち感動を味わえるよう、全教育活動を通していじめ防止を図ります。さらに、所沢市いじめ防止基本方針をもとに、以下の姿勢・考え方のもと、すべての生徒が安心して楽しく学べる学校づくりをより一層推し進めていきます。 *…校内のいじめ防止対策委員会で対応

いじめの定義について

いじめの定義については、いじめ防止対策推進法の規定によります。

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。
 - 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
 - 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

【いじめ防止対策推進法】

いじめの理解について

いじめの理解については、共通の認識をもって対処するものとします。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものです。生命又は身体に重大な危険を生じさせます。いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成させるようにすることが必要です。

上記を踏まえ、「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する」ことが大切です。

1 いじめの防止

【学校の取組】

いじめの未然防止・早期発見に向け、相談体制の充実、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、いじめ重大事件を教訓として児童生徒の実態を踏まえた実効性のある取組をします。
生徒からの相談に対応できる体制整備を図り、関係機関との連携等を図り必要な支援を行います。

- (1) 集団づくり・人間関係づくりに向けた支援
- (2) 「子どもの人権」の啓発推進
- ・ 生徒の特性を踏まえた支援
- ・ 多様性への理解の尊重
- (3) 道徳教育の充実
- (4) 情報モラル教育の充実

2 いじめの早期発見

【学校の取組】

(1) 定期的ないじめの実態把握と学校の対応

定期的にいじめに関する調査、個人面談など、教職員と生徒との間でコミュニケーションを盛んに行い、いじめは起こりうるとの認識のもと、的確に把握します。校内で迅速に情報共有を行います。また、連携して、多くの目で子供たちを見守ります。対応の必要なケースについては事実確認をします。そして、まずいじめられた側の児童生徒の保護者との連携を十分に図ります。後に生徒の状況に改善が見られたとしても、いじめが解決したと安易に判断せず、保護者との連携を図り長期的な見守りを組織として継続します。

(2) 教職員の指導力の向上

教職員がいじめの兆しを発見する目を養うとともに、適切に対応する力の向上を図ります。児童生徒に関わるすべての教職員は、日頃の人間的なふれあいを通して一人一人の児童生徒と信頼関係を築き、生徒を多面的、総合的に捉え、その子に合った支援のために研修を実施します。

3 いじめへの対処

【学校の取組】

- (1) 学校の組織づくり
- (2) いじめ問題に対応する体制の整備
- (3) 教育相談の充実
- (4) いじめる側の生徒への実効性のある指導
- (5) 生徒の主体的な活動の促し
- (6) いじめ解消の見届け

4 地域や家庭との連携

【学校の取組】

- (1) 保護者・地域との連携強化及び啓発の促進
- (2) 学校間及び地域、諸機関との一層の連携～卒業時等における的確な情報伝達～

【保護者の役割】

子供にとって家庭とは、心のエネルギーを充足する場であり、成長の基盤となる場です。その上で、いじめ防止の観点からは、以下のことが大切とされています。

- ・ 日頃から会話する
- ・ 規範意識を養う
- ・ いじめから保護する
- ・ 関係機関と協力する

(いじめ防止対策推進法 第9条 保護者の責務等)

5 関係機関との連携

【学校の取組】

- (1) 子供関連機関との情報共有
- (2) いじめ相談窓口の周知

<主な相談先一覧> ※令和5年12月1日現在 ★は24時間対応

相談機関	電話等	相談内容等
埼玉県こころの電話 (埼玉県立精神保健福祉センター)	048-723-1447 月～金 9時～17時	心の健康や悩みに関する相談
こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556	自殺防止 面接は予約制
埼玉いのちの電話	048-645-4343 ★24時間 365日	自殺防止
自殺予防いのちの電話	0120-783-556 毎日16～21時 毎月10日 8時～翌11日 8時	自殺防止
よりそいホットライン	0120-279-338 ★24時間 365日(通話無料)	悩み全般
所沢児童相談所	04-2992-4152 月～金 8時30分～18時	こどもの養育、性格行動・しつけ、非行など
狭山保健所	04-2954-6212 ※時間については要確認	精神不安、悩み、学校に行きたがらない、気になる言動がある
24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)	0120-0-78310 ★毎日、24時間受付	いじめなど子供のSOS

子どもの人権110番 (法務局)	0120-007-110 月～金 8時30分～17時15分	いじめ、体罰、虐待などの人権問題
さいたまチャイルドライン	0120-99-7777 16～21時	いじめ、不安、困りごと、寂しい時など
所沢市あつたかサポート	04-2968-3960 月～金 9時～18時	子育て、健康など
よい子の電話教育相談 (埼玉県立総合教育センター)	(保)048-556-0874 (子)0120-86-3192	いじめ、不登校、学校生活など ★24時間
所沢市立教育センター (教育相談室)	(保)04-2924-3333 (子)04-2924-3334	子供に関する幅広い悩みなど 月～金 9時～17時
いじめホットライン(所沢市教育委員会健やか輝き支援室)	04-2998-9099 月～金9時～17時	いじめなど
子どもスマイルネット	048-822-7007 毎日10時30分～18時	いじめ、虐待、体罰等
親と子どもの悩み事相談@埼玉	スマートフォン、タブレットで2次元コードを読み取る 月～金 9時～21時 土日祝日 9時～17時	様々な悩みに寄り添う

6 重大事態への対処

【学校の取組】

- (1) 重大事態の報告
- (2) 調査の実施
- (3) 調査結果の提供及び報告
 - ① いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供
 - ② 調査結果の報告
- (4) その他留意事項

学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めます。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意します。

- ・ 生徒や保護者への心のケア
- ・ 落ち着いた学校生活を取り戻すための支援
- ・ 事実に基づく情報発信
- ・ 個人のプライバシーへの配慮